

# ドイツ(州レベル)における裁判官の人事制度

※ ドイツは連邦制国家であるため、裁判官の人事制度は州により異なる面がある。

## 第1 任命

### 1 給源

大学法学部における3年半の法学の履修を終え、第1次国家試験に合格した後、2年間の司法修習を経て、第2次国家試験に合格することにより、「完全法律家」(Volljurist)としての資格を取得することができる。州の裁判官は、その資格を取得した者の中から試用裁判官(※)として任命され、数年の試用裁判官としての勤務を経た上で、終身裁判官として任命される。

#### ※ 試用裁判官

職務上の権限に制約はなく、単独裁判官として審理、判決することもできるが、身分保障が制限されている。

### 2 任命手続(ラインラント・プファルツ州の例)

試用 裁判官	任命手続	① 州司法省に対し，提出書類を揃えて応募 ※ 高等裁判所に応募する州もある。 ② 人事担当官による面接 ③ 人事局長及び課長による面接 ④ 人事局が候補者の成績順のリストを作成し，司法大臣に提出 ⑤ 司法大臣による任命（空きポストが出る都度）	
	任命の基準	法規上の条件 (ドイツ裁判官法9条) 具体的選考基準	① ドイツ人 ② 自由民主的な基本原則を支持する者 ③ 裁判官への任命資格を有する者 第2次国家試験の成績を重視
	不採用の場合	行政裁判所に訴えを提起することが可能	
終身 裁判官	任命手続	① 終身裁判官の空きポストが発生すると公募 ② 自己の勤務庁の長を通じ，管轄の高等裁判所長官に対して応募（3年以上の経験を積んだ試用裁判官や他の終身裁判官が応募） ③ 高等裁判所長官は人事記録を収集，選考の上，配置報告書（適任者及びその理由等を記載）を作成して，司法大臣に提出 ④ 司法大臣による候補者の選考・人事委員会（後記3参照）へ諮問 ※ 裁判官選任委員会が関与する州もある（後記4参照） ⑤ 司法大臣による任命	
	任命の要件	勤務評価の成績が重要な意味を有する	
	不採用の場合	司法省を相手取って行政訴訟を提起することが可能	

### 3 人事委員会

ドイツでは，各州に人事委員会が設置され，主に基本給が上位の裁判官への任命手続(例：陪席裁判官から裁判長，高等裁判所裁判長から地方裁判所長等)に関与している。人事委員会は，通常，行政，労働，社会，財政の各裁判所の種類ごとに1つ設置されている。

人事委員会の委員の構成や選任方法，手続関与の形態等は，各州ごとに若干異なっている。例えばラインラント・プファルツ 州の通常裁判所においては，委員長(地方裁判所長の中から選出)と裁判官の直接秘密投票によって選ばれた5年以上の経験を有する終身裁判官4名の委員で構成されている。

#### 4 裁判官選任委員会

裁判官の任命等に、裁判官選任委員会が関与する州がある。

州により、関与の形態は異なり、終身裁判官の最初の任命にのみ関与する州や、試用裁判官の任命や終身裁判官の昇進にまで関与する州もある。また、委員の構成や選任方法、権限も州ごとに異なる。例えば、ハンブルク市の裁判官選任委員会は、裁判官の採用、昇進を決定し、所長の選任も行っている。その構成は、3人の大臣、6人の市民(政党によって選ばれる)、3人の裁判官、2人の検察官の合計14人である。

### 第2 異動・昇進・報酬

#### 1 身分保障

試用裁判官	身分保障に制限あり (試用裁判官としての期間中に、不適格者の排除を予定) ※ 任命後6, 12, 18, 24か月の各経過時に、広く免職されうるほか、任命後3年, 4年の各経過時に、裁判官としての適性欠落等の理由から免職されうる(ドイツ裁判官法22条)。また、任命後5年以内に終身裁判官に任命されないと身分を失う(同12条)。
終身裁判官	免職されるのは裁判所の確定判決があるか、本人の同意があるなどの限定された場合のみ(ドイツ裁判官法21条)

#### 2 異動

試用裁判官	常に裁判官の同意なくして、異動させることが可能(ドイツ裁判官法13条)
終身裁判官	異動は応募制であり、本人が希望しない限り、異動しない(不可動性の原則)。 ※ 懲戒手続による場合、裁判所の組織変更により裁判官の配置の変更が必要となる場合等、法定の限定された場合に限り、裁判官の意思に関わらず、異動させることが可能(ドイツ裁判官法30条~32条)

#### 3 昇進

裁判官の昇進については、昇進職ポストに空きが出る都度、裁判官の任命の場合と同様に公募が行われ、応募者の中から昇進職への選考が

なされ、任命がなされるという手続で行われる。

なお、ラインラント・プファルツ州では、地方裁判所の裁判長になるためには、通称「第3次国家試験」に合格する必要があるとされている。同州では、高等裁判所で陪席裁判官として6か月執務させ、その勤務成績に関する裁判長の鑑定書の成績によって合否を決定しており、比較的多くの者は40歳前後でこの資格を取得している。

## 4 報酬

R1からR10までの10段階に分かれている。

R1(区裁判所判事や地方裁判所陪席裁判官等)及びR2(地方裁判所裁判長や高等裁判所陪席裁判官等)の下位2階級は、年齢により(31歳から49歳まで2年に1度)昇給する。

R3(高等裁判所裁判長等)以上の階級は、グループごとに定額となっており、上位の報酬グループに位置づけられるポストに昇進すれば、報酬も上がる。

## 第3 勤務評価

### 1 ラインラント・プファルツ州の例(別紙のとおり)

### 2 評価の留意点

裁判官の独立が害されないようにするため、ドイツ裁判官法26条1項及び2項によって裁判官の服務監督のための境界が設定されている。

#### ※ ドイツ裁判官法26条

- ① 裁判官は、その独立が侵害されない限りにおいてのみ、服務監督を受ける。
- ② 服務監督には、前項記載の条件の下で、職務遂行の方法が規則に則していないと注意を与えたり、規則に則し、遅延なく職務を遂行するようにと警告したりする権限をも有する。
- ③ 服務監督の措置が、裁判官の独立を侵害しているとの主張がなされた場合、裁判所はこの法律に基づいて、裁判官の申し出について判断する。

#### (参考文献)

- ・「イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状」(司法研究報告書53-1)
- ・「日独司法の現状と課題」(判例時報1708号)

- ・ 三村量一「ドイツの司法制度」(NBL549号)
- ・ 木佐茂男「人間の尊厳と司法権」(日本評論社)
- ・ 須網隆夫「大陸法諸国における『法曹一元』的対応」(自由と正義49-7)
- ・ その他